

第 6 号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 1 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 4 項」を「第 1 8 条第 5 項」に改め、同表 4 3 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に、「第 1 8 条第 2 1 項」を「第 1 8 条第 3 0 項」に改め、同表 4 4 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に、「第 1 8 条第 2 1 項」を「第 1 8 条第 3 0 項」に改め、同表 4 5 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同表 4 6 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改め、同表 4 7 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める。

第 2 条 ふじみ野市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項中「5 7 の項」を「6 1 の項」に改める。
別表 4 0 の項を次のように改める。

4 0	建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する確認の審査（次項及び 4 2 の項に規定する審査を除く。）		
	(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が 3 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	8, 0 0 0 円
	(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 0, 0 0 0 円
	(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 4, 0 0 0 円
	(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 6, 0 0 0 円
	(5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 9, 0 0 0 円

(6) 床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	5 8, 0 0 0 円
(7) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	7 8, 0 0 0 円
(8) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 3 5, 0 0 0 円
(9) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき	4 2 0, 0 0 0 円

別表 6 6 の項から 6 9 の項までを削り、同表中 6 5 の項を 6 9 の項とし、4 9 の項から 6 4 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、4 8 の項を 5 2 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 1 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは第 2 号（これらの規定を同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0, 0 0 0 円
---	--------	----------------

別表 4 6 の項及び 4 7 の項を削り、同表 4 5 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項を同表 5 0 の項とし、同項の前に次の 4 項を加える。

4 6 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次項及び 4 8 の項に規定する完了検査を除く。）		
(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が 3 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	1 5, 0 0 0 円
(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 4, 0 0 0 円
(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 4, 0 0 0 円

	トルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの		
	(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 7, 0 0 0 円
	(5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	4 2, 0 0 0 円
	(6) 床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	5 9, 0 0 0 円
	(7) 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	8 2, 0 0 0 円
	(8) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 0 8, 0 0 0 円
	(9) 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	1 件につき	3 3 1, 0 0 0 円
4 7	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。） （次項に規定する完了検査を除く。）	1 件につき	前項各号に規定する手数料の額に、昇降機 1 基ごとに 1 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、1 0, 0 0 0 円）を加算した金額
4 8	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。） (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が 3 0 平方メートル以内のもの	一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額に、4 6 の項各号又は前項に規定する手数料の額を加算した額 3, 0 0 0 円

	(2) 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	一の建築物につき	5, 0 0 0 円
	(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	一の建築物につき	6, 0 0 0 円
	(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	一の建築物につき	7, 0 0 0 円
4 9	建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	一の建築設備につき	1 7, 0 0 0 円 (小荷物専用昇降機については、1 0, 0 0 0 円)

別表 4 3 の項及び 4 4 の項を削り、同表 4 2 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 1 8 条第 3 項」を「第 1 8 条第 2 項」に改め、同項を同表 4 5 の項とし、同表中 4 1 の項を 4 4 の項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

4 1	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する確認の審査（申請又は通知に係る計画に第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）（次項に規定する審査を除く。）		
	(1) 昇降機を含む建築物を建築する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）	1 件につき	前項各号に規定する手数料の額に、昇降機 1 基ごとに 1 4, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、5, 0 0 0 円）を加算した金額
	(2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画を変更して建築物を建築する場合	1 件につき	前項各号に規定する手数料の額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、4, 0

	(3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 (4) 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合	1 件につき 1 件につき	0 0 円) を加算した金額 前項各号に規定する手数料の額 計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 円 (小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0 円)
4 2	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する確認の審査 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) 第 1 1 条第 1 項ただし書 (同法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)) 又は同法第 1 2 条第 2 項ただし書 (同法第 1 2 条第 3 項において準用する場合を含む。)) に規定する特定建築行為に限る。) (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成 2 8 年国土交通省令第 5 号) 第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの (次号に掲げるものを除く。) ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額に、4 0 の項又は前項の各号に規定する手数料の額を加算した額 1 4, 0 0 0 円 1 6, 0 0 0 円 2 7, 0 0 0 円

	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき	7,000円 8,000円 13,500円
43	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する確認の審査 (1) 昇降機を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	1基につき 1基につき	14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円） 7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

別表70の項から72の項までを次のように改める。

70	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等に関する審査		
----	--	--	--

	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1 件につき	新築の場合は8,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないものの場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出（以下「審査申出」という。）を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
	(2) 前号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件につき	新築の場合は17,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないものの場合は25,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各

		号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(3) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は57,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないものの場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき	新築の場合は127,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないものの場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算

	(5) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査	1件につき	し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。 前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
	(6) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項及び第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査	1件につき	2,200円
	(7) 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査	1件につき	2,200円
7 1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付		次に掲げる額を合計した額（第4号及び第5号を除く。）

	された場合に対する審査 (1) 一戸建ての住宅 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (5) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	5,000円 11,000円 11,000円 前3号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額 前各号の手数料の金額の欄に定める額に40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額
72	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（前項以外のもの）に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方	1件につき 1件につき	次に掲げる額を合計した額（第6号及び第7号を除く。） 40,000円 44,000円

メートル以上のもの		
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	1 件につき	80,000 円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件につき	20,000 円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件につき	22,000 円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	1 件につき	38,000 円
(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件につき	29,000 円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 件につき	33,000 円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	1 件につき	59,000 円
(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（次号に掲げる場合を除く。）	1 件につき	267,000 円
(5) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ	1 件につき	102,000 円

	(2) 及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
	(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
	(7) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額

別表に次のように加える。

73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規		次に掲げる額を合計した額
----	--	--	--------------

定による場合		
(ア) 一戸建ての住宅	一の建築物につき	5,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	11,000円
(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物につき	11,000円
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合	一の建築物につき	アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合（前号アに掲げる場合を除く。）		
ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの		
(ア) 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	40,000円
(イ) 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	44,000円
(ウ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	80,000円
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
(ア) 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	20,000円
(イ) 一戸建ての住宅で床面積の	一の建築物	22,000円

	合計が 200 平方メートル以上につき 上のもの (ウ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (2) 又は同号イ (2) 及びロ (1) に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅で床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの (イ) 一戸建ての住宅で床面積の合計が 200 平方メートル以上につき上のもの (ウ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の規定による場合（第 1 号イに掲げる場合を除く。）	一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき	38,000 円 29,000 円 33,000 円 59,000 円 267,000 円 102,000 円 前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の 2 分の 1 に相当する額
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合してい		次に掲げる額を合計した額

	ることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅	一の建築物につき	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
	ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物につき	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行

		う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	40,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	44,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅	一の建築物	80,000円。

	部分 (3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	につき 一の建築物につき 一の建築物につき	ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。 20,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。 22,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項
--	---	--	---

		の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合 性判定を併せて行 う場合は44の項 各号に規定する手 数料の額を更に加 算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅 部分	一の建築物 につき	38,000円。 ただし、審査申出 を併せて行う場合 は40の項、41 の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合 性判定を併せて行 う場合は44の項 各号に規定する手 数料の額を更に加 算した額とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第10条第2号イ(2)及 びロ(1)に定める基準又は同省令第 10条第2号イ(1)及びロ(2)に定 める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅について次に 掲げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	一の建築物 につき	29,000円。 ただし、審査申出 を併せて行う場合 は40の項、41 の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合

		性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	33,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	59,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を

		加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(6) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物につき	102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一の建築物につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、44の項各号に規定する手数料の額を更に

	(8) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	加算した額とする。 第1号から第6号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	一の建築物につき 一の建築物につき 一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額 2,500円 5,500円 5,500円

(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	40,000円
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	10,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	11,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	19,000円
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの		
ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	14,500円

	(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	一の建築物につき	16,500 円
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	29,500 円
	(5) 第 1 号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの	一の建築物につき	133,500 円
	(6) 第 1 号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの	一の建築物につき	51,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後のふじみ野市手数料条例別表 40 の項（次項に掲げるものを除く。）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後のふじみ野市手数料条例別表 40 の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、46 の項及び 48 の項の規定は、施行日以後に建築物の建築の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。